

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2015年5月25日から2015年6月24日までに公布された主な環境法令	… 3
	2015年5月25日から2015年6月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	… 3
	2015年5月25日から2015年6月24日までの主な行政情報	… 3
	2015年5月25日から2015年6月24日までの主な裁判情報	… 7
	2015年5月25日から2015年6月24日までの主なニュース	… 8

「環境法政策を読む」水銀廃棄物処理 2

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG
中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会
合同会合（第6回）

2013年10月に採択された水銀に関する水俣条約の締結を目指して、新たな法制度の検討が進められ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が6月12日に成立した。これと並行して、環境省及び経済産業省は共同で「水俣条約対応技術的事項検討会」を開催し、法案に基づく政省令事項等の技術的事項について、条約締結に必要な事項を優先して検討し、6月19日第6回合同会合では、二次報告案を検討し、今後パブリックコメントに付される。

■水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について（案）

□□水銀使用製品の製造等に関する措置

□特定水銀使用製品の製造等禁止（法2条、5～12条関係）

- ・条約で段階的廃止が求められている製品品目（電池、蛍光ランプ等）について、条約を超える以下の国内措置を検討、提示。
 - ・水銀含有量基準等の深掘り。
 - ・廃止期限の前倒し（条約上の廃止期限：2020年）
- ・組込製品も規制対象。製造と輸出入は同じ規制水準。（輸出入規制は外為法により措置）

品目別の深掘り・前倒しの検討結果の一例		
	品目	深掘り
乾電池	—（条約上添加禁止）	2017年に前倒し
ボタン形酸化銀電池	1%に深掘り（条約上2%）	2017年に前倒し
ボタン形空気亜鉛電池	なし（条約上2%）	2017年に前倒し
ランプ類（HPMV以外）	なし（LEDへの転換に注力）	2017年に前倒し
高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）	—（条約上添加禁止）	なし

「環境法政策を読む」 水銀廃棄物処理 2

□新用途水銀使用製品の流通抑制（法 13～15 条関係）

- ・既存の水銀使用製品及びその用途をリストアップ。
- ・新用途水銀使用製品が健康保護又は環境保全に寄与するかどうかの評価の方法を整理。

□□水銀等の適正な貯蔵・水銀含有再生資源の適正な管理（法 2 条、21～24 条関係）

- ・水銀及び 6 種の水銀化合物*並びに水銀含有資源**について、貯蔵・管理の指針、定期報告の内容等を整理。

* 塩化第一水銀(甘汞)、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀、辰砂及び硫化水銀。

** 水銀を含有し、再生利用等の処分が行われるものであって、廃棄物処理法上の廃棄物でないもの。(非鉄製錬からの水銀含有スラッジ等)。

	水銀及び 6 種の化合物	水銀含有再生資源
指針の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・次のものを貯蔵している者(貯蔵を受託した者) ・重量濃度 95%以上の水銀 ・重量濃度 95%以上の水銀化合物(辰砂は濃度による裾きりなし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀含有再生資源の管理を行っている者(水銀含有再生資源の所有権を有する者) * 水銀含有再生資源の定義は、国内におけるパーゼル条約対象物の基準と整合させる
指針の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵に関する指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理全般に関する指針 ・保管に特化した指針
定期報告の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀又は水銀化合物の貯蔵量が 30kg 以上の場合 	(指針の対象と同じ)
定期報告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回、貯蔵の状況、貯蔵目的、年間収支、用途別の使用量、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回、管理の状況、管理目的、年間収支、処分作業別の処分量(又は用途別の使用量)、廃掃法上の廃棄物への移行量を報告

○今後の検討事項（法の施行までに検討すべき事項）

- ・水銀使用製品に関する情報提供(表示等)
- ・水銀使用製品の適正な分別回収を徹底・拡大するための方策(製品リスト化等)
 - * 「分別・回収の拡大」に関しては、中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会においては、市町村による収集及び水銀回収のより一層の促進等の対策が検討されている。今後、市町村等が分別収集の徹底・拡大等を行うことを可能にするための国としての施策を具体的に検討すべきである。

■ 事業者における留意点

二次報告書では、主に条約の締結にあたって必要となる優先検討事項についてとりまとめ、2016年夏までにとりまとめを予定している三次報告書で、廃棄時の適正処分・回収に資する水銀使用製品のリスト化や情報提供に関するガイドライン/ガイダンス)、試買調査の対象製品の選定方法等についての検討が行われる。事業者として技術的事項の内容を理解し、遵守への対応が必要となる。